

九州歯科大学入試検討部会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州歯科大学入試委員会規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、九州歯科大学入試検討部会（以下「部会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 部会は、規則第2条に定める審議事項に関し、九州歯科大学入試委員会の指示に従って検討を行い、または資料等を取りまとめる。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる者によって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学務部長
- (3) 教務企画班長
- (4) 教務企画班入試担当者

2 なお、学部長が必要と認める者を、適宜加えることができる。

(事務取扱)

第4条 この部会に関する事務は、学務部教務企画班が取り扱う。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、学部長が定める。

付 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。